



山口県立きらら浜自然観察公園ビジターセンターを利用する際、
次のような場合に、ビジターセンター入館料が減免の対象となります。



- 1 20人以上の団体は、1名160円です。
- 2 19才未満または19才以上で学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校もしくは養護学校の生徒が使用する場合は入館料を徴収しません。
- 3 学校教育法に規定する学校(大学を除く)、主として19才未満が在学する専修学校もしくは各種学校、児童福祉法に規定する保育所または少年団体が教育活動または団体活動として使用する場合は、入館料を徴収しません。
- 4 公益上特に必要がある場合、その他特別の理由があると認められる場合は半額になります。

「公益上特に必要がある」「特別の理由がある」とは、以下のような場合です。

- (1) 野生動植物に親しむことを通じて、自然保護についての理解を求めることを目的とし、営利もしくは宣伝を目的としない活動で、次のいずれかに該当する場合。
 - ① 市町が主催(市町が参加する実行委員会による場合も含む)、共催もしくは後援する催物。
 - ② 障害者手帳の所持者でその提示があった場合。ただし、団体での使用にあっては、過半数が障害者手帳所持者である場合。
- (2) 県の主催(県が参画する実行委員会による場合も含む)、共催、後援する催物の場合。

※詳しくは、山口県立きらら浜自然観察公園までお尋ねください。

